

# 助成金書類 記入依頼用紙

※お手数ですが、助成金申請1部につき1枚ご記入ください。

ご提出日	西暦	年	月	日
診察券番号				
氏名				

◆申請される希望のステージ (○で囲んでください。治療ステージについては裏面をご参照ください。)

A B C E F その他( )

※Dで申請を希望される場合は確認が必要となりますので窓口またはお電話にてお問い合わせください。

◆申請先 (該当するいずれか1箇所にチェックおよび記入してください。)

( ) 都・道・府・県

( ) 市・区・町・村

企業名 ( )

※住民票の登録地が申請先となります。自治体によって都道府県へ申請の場合、市区町村へ申請の場合、両方へ申請が可能な場合がございますので、あらかじめご確認をお願いいたします。

◆申請期限

西暦 年 月 日 締切

※申請期限が近い場合、期限までに作成が間に合わない可能性もございますので、あらかじめ各自治体へご確認をお願いいたします。  
※当院より各自治体への連絡はいたしておりません。

◆確認事項 (当院へ提出される前に不備がないかチェックのうえご確認ください。)

助成上限回数を超えていない

※過去に助成金を受け取った回数や初回申請の年齢により申請できる回数が異なりますので、ご自身でご確認をお願いいたします。

各自治体発行の医療機関記入用紙 (受診等証明書など)

※申請者記入欄がある場合は当院へ提出前にご記入いただき、それ以外は未記入のままご提出ください。

医療機関記入用紙をコピーし、お名前・生年月日・(年齢記入欄があれば年齢)を記入したもの

※「過去の治療歴・回数・不妊期間」という項目がある場合は、そちらもご記入ください。

申請を希望される周期の不妊治療私費料金請求書のコピー

申請額が助成額の上限に達している場合でもすべての請求書・領収証が必要です。

申請を希望される周期の不妊治療私費料金領収証のコピー

※申請を希望される周期に採卵を行っている方は採卵消耗品費用4万円の領収証のコピーも必要です。

移植後から妊娠判定日までの請求書兼領収証のコピー

※こちらは申請を希望される周期に胚移植をされている場合のみ。

※妊娠判定日は、移植が分割胚(10日後)や胚盤胞(7日後)または、ホルモン補充周期(5日後か10日後)などで異なります。

※妊娠判定日以降は、妊婦健診となりますので、助成金対象外です。

お届け先のご住所・宛名・お電話番号を記入したラベル

※当院4階助成金コーナーにご用意しております。

申請対象外の領収証が含まれていたとしても助成額の上限に達している場合は貴院の判断で除いて作成することに同意する

申請額が助成額の上限に達していないが申請に同意する (該当する方のみ)

◎ご記入ありがとうございました。

- ・揃えていただいた書類は、4階総合受付にお預けいただくか、郵送にて当院の「助成金係」宛にお送りください。
- ・申請について何か不明な点がございましたら、会計終了後、4階総合受付にお声掛けいただくか、お電話にてお問い合わせください。
- ・通常2週間ほどでご自宅へ返送いたしておりますが、書類に不備があった場合や、年度末(例年3月)は、もう少しお時間をいただく場合がございますので、お早めに申請をお願いいたします。

医院記入欄

受領者印	妊娠確認 / ⇒ /	合計 通
------	------------	------

治療内容	採卵まで					胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)	新鮮胚移植		凍結胚移植				(胚移植のおおむね2週間後)
							胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与(自然周期で行う場合もあり)	胚移植		
助成額	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A	20万円	新鮮胚移植を実施											助成対象
B	25万円	凍結胚移植を実施*											
C	7.5万円	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D	15万円	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E	15万円	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
F	7.5万円	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止											
G	-	卵胞が発育しない、または排卵終了のため中止											対象外
H	-	採卵準備中、体調不良等により治療中止											対象外

\*B: 採卵・受精後、間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

(東京都の例)

## 【治療ステージごとの必要書類のまとめ】

※申請額が助成額の上限に達している場合でも、申請周期のすべての請求書・領収証が必要です。

**A**

- ・採卵消耗品費用4万円の領収証
- ・採卵費用・胚移植費用・判定日の請求書と領収証  
※余剰胚を凍結している場合の凍結費用は含めることができません。  
※胚移植日以降判定日までの期間に受診された方は、その分の領収証も含まれます。

**B**

- ・採卵消耗品費用4万円の領収証
- ・採卵費用・凍結費用・胚移植費用・判定日の請求書と領収証  
※凍結から移植までの間の周期中止分も含めてください。(該当する方のみ。)  
※胚移植日以降判定日までの期間に受診された方は、その分の領収証も含まれます。

**C**

- ・胚移植費用・判定日の請求書と領収証  
※凍結していた余剰胚を移植した場合、凍結費用は含めることができません。  
※胚移植日以降判定日までの期間に受診された方は、その分の領収証も含まれます。

**E**

- ・採卵消耗品費用4万円の領収証
- ・採卵費用・培養中止費用の請求書と領収証

**F**

- ・採卵消耗品費用4万円の領収証 (培養不可で治療終了となっている場合のみ)
- ・採卵費用の請求書と領収証

**G および H**

- ・助成対象外